社会福祉法人 広島市社会福祉協議会 会 長 永 野 正 雄

「平成30年7月豪雨」に伴う災害にかかるボランティア支援金の お願いについて(依頼)

本会の事業推進については、平素から格別のご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。 平成30年7月5日からの豪雨により、西日本において甚大な被害が発生しました。

本会も構成団体である広島市災害ボランティア活動連絡調整会議は、7月7日に広島市 災害ボランティア本部を開設しました。

そして、7月10日には東区災害ボランティアセンター(東区総合福祉センター内・東区東蟹屋町 9·34)及び南区災害ボランティアセンター(南区総合福祉センター内・南区皆実町 1·4·46)を、7月11日には安佐北区災害ボランティアセンター(安佐北区総合福祉センター内・安佐北区可部 3·19·22)及び安芸区災害ボランティアセンター(安芸区総合福祉センター内・安芸区船越南 3·2·16)を開設しました。現在、南区及び安芸区において被災者の支援活動を行っており、他の区においては、ボランティアの方々の受入れ準備を進めています。

広島市災害ボランティア本部及び各区災害ボランティアセンターでは、広島県社協、中国ブロック県市町社協及び広島市災害ボランティア活動連絡調整会議構成団体他多数の団体から応援をいただき運営しているところですが、活動のための資器材の調達やボランティアの被災地への輸送等々に相当の経費が必要となっています。

ついては、災害ボランティア活動資金として支援くださるようお願い申し上げます。誠に 勝手なお願いと存じますが、現状をご推察いただき、ご協力の程よろしくお願いいたします。

記

1 手続き 別紙 支援金申込書をご記入の上、FAX で申込の上で下記口座に振込 願います。(領収書の必要の方には振込確認後送付いたします。)

FAX : 082 - 264 - 6437

2 振込先 口 座:広島銀行 大手町支店 普通預金 0612839

口座名義:広島市社会福祉協議会

3 寄附金控除について

社会福祉法人への寄附は、個人は所得税法(第78条第2項第3号)の 寄附金控除、法人は法人税法(第37条第1項・第4項)上の損金算入 ができます(措置を受けるためには、確定申告に際し、当会発行の領 収書が必要となります。)。

4 連絡先 広島市社会福祉協議会 総務課

〒732-0822 広島市南区松原町5番1号

広島市総合福祉センター内

TEL: 082-264-6400 FAX: 082-264-6437